令和5年第10回農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年10月10日(火) 午後4時00分~
- 2. 開催場所 宇土市役所会議室1
- 3. 出席委員 9名

那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文 境 良一 太田桂子 鎌賀和夫 宮本久美子 加悦雅浩

- 4. 欠席委員 3名 中村英子 芥川高一 芥川清二
- 5. 議事録署名者指名 境 良一 議長 議事録署名委員 太田委員 宮本委員
- 6. 議事
- (1)議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第34号 農用地利用集積計画の同意について
- (4)報告第11号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合 意解約について
- (5) 報告第12号 許可不要転用届について
- 事務局 定刻前ですが出席委員全員お揃いですので、只今から令和5年第10回 の総会を開催いたします。本日は、中村、芥川高一、芥川清二委員が お休みですが、委員定数の過半数を超えていますので本総会が成立す ることをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせて頂きます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶お願いします。
- 境会長 第10回の総会、稲刈り時期のご多用の折、ご出席頂きましてお礼申し上げます。総会前に、センター会議を五名の委員さんと事務局で開催しました。研修や新任委員研修など色々なことについて検討協議を行いま

した。皆様方にお伝えする前に検討しています。また、農地法第3条関係で懸案事項がありました。後で説明があると思います。ご検討宜しくお願い致します。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということ でよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、太田委員さんと宮本委員さんにお願いします。只今より議案 審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いし、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番と2番は関連していますので、確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。

那須委員 この2件は交換されるもので、無償での交換となります。特に問題無い ものと思います。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は約3km、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物はなす、きゅうりになり、3条の要件は満たしているものと思われます。申請番号2番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は約1km、農業年数は8年、農機具を所有し、主たる作物はカボチャになり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、譲受人は建設会社を経営しており、隣接する雑種地を所有しているため、許可の際には、必ず農地として適正な管理をするようお願いする通知を送付予定です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番1番、2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番、2番については承認致します。次に 申請番号3番について、確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 申請記載のとおりでありました。特に問題ないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は徒歩1分、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番3番について、委員さんのご 意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番 号4番について、補足説明を含め事務局よりご説明をお願いします。

事務局 申請番号 4 番について説明いたします。地図は 7 ページです。申請地までの通作距離は約 2 km、農業年数は 35 年、農機具を所有し、主たる作物は米、野菜類になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番4番について、委員さんのご 意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番 号5番について、補足説明を含め事務局よりご説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は8ページです。申請地までの通作距離は約7km、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番5番について、委員さんのご 意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番については承認致します。次に申請番 号6番について、確認委員の宮本委員よりご説明をお願いします。

宮本委員 高齢により耕作が困難になったため譲渡されるものです。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 6 番について説明いたします。地図は 9 ページです。申請地までの通作距離は約 15 km、農業年数は 2 年、農機具を所有し、主たる作物はみかんになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について委員さんからご意 見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので6番については承認致します。次に申請番 号7番について、確認委員の加悦委員よりご説明をお願いします。

加悦委員 本件については、周辺の転用後状況等で申請者と協議が必要でありまし

たが、協議の結果解決に至ることが出来ました。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら説明をお願いします。

申請番号7番について説明いたします。地図は10ページです。申請地 事務局 までの通作距離は徒歩1分、農業年数は家庭菜園で50年、農機具を所 有し、主たる作物は果樹になり、3条の要件は満たしているものと思わ れます。ただし、譲受人は、申請地の道路向かいの農地を平成20年に 農地法第3条で農地として取得後、農地法第4条に基づく転用許可を得 ずに駐車場として使用しています。このような過去の違反転用を確認し、 今回信用性の観点から申請を受け付けるべきか、網田地区の委員及び会 長、副会長で協議し、譲受人にも直接お話をしました。結果として、違 反転用状態になっている申請地の向かい側の土地については、現在譲受 人が引退後の会社が使用しており、今回の譲受人とは別と考え、申請地 は必ず農地として使用することを譲受人に確認したため、許可書には注 意事項として、「許可後、農地以外の地目として使用する場合は、農地 法第4条若しくは第5条に基づく農地転用許可申請を行うこと」と記載 します。また、違反転用状態になっている土地についても、追認の転用 許可申請を促すよう通知する予定です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について委員さんからご意 見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので7番については承認致します。以上、議案 第31号について7件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次 に、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」 を議題といたします。申請番号1番について補足説明を含め事務局より 説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は12ページです。申請人は、千葉県に居住する個人です。申請地は、申請者の母親が昭和54年頃に個人住宅を建築し、今回相続にあたって地目を確認したところ、違反転用状態であったことに気づいたとのことです。現在、空き家状態で

すが、リフォームして貸家か売却する予定のため、始末書添付での転用申請となりました。なお、申請地は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われますが、集落に接続して設置されるという不許可の例外規定に該当し、許可は可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見 はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。以上、議案 第32号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次 に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 申請については記述のとおりでありますが、現在緑川工業団地に立地している自動車中古部品会社と聞いています。周辺地で農業を営んでいる者にとって環境上等問題ないか心配であります。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、新開町で自動車の中古部品卸売業等を営む法人です。周囲の利便性向上を踏まえ、事業の移転先をさがしていたところ、申請地は都市計画法の用途における工業地域であり、敷地面積も十分に確保できることなどから、今回の転用申請となりました。なお、申請地は都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見 はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 確認しましたが申請内容のとおりでありました。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は16ページです。申請人は、水町に居住する個人で、申請地は父親の経営する会社が資材置場として利用している土地に隣接しており、会社の事業拡張に伴い、資材置場が不足するため、今回の転用申請となりました。なお、申請人が貸資材置場として転用し、父親の会社に貸し付ける予定です。申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見 はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。以上、議案 第33号について2件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次 に、議案第34号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。これらは宇士市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。22ページ39番から42番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。43番から54番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利

用権の再設定です。次に 18 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で 57、628 ㎡となっています。次に 19 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 10 回総会時点での令和 5 年の累計は、基盤法による利用権の再設定が 81, 239 ㎡、農業公社による利用権の新規設定が 47,823 ㎡、再設定が 31,7 71 ㎡、所有権の移転は 11,311 ㎡です。以上です。

境議長事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第34号について承認します。次に報告第11 号「農地の賃貸借等の合意解約の報告について」を議題とします。事務 局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。24ページをお開きください。解約件数は2件、総合計は3筆で3,392㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第11号について承認します。次に報告第12 号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。26ページをお開きください。地図は27ページです。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。携帯電話基地局設置のための転用になります。農地面積は166㎡のうち2.25㎡を転用するものです。農地法施行規則第53条第14号において、中継施設又はこれらの施設を設置するために、必要な道路もしくは索道の敷地に供する場合は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。

境議長事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第12号について承認します。以上で予定して おりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。 無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させて頂きます。

事務局 境会長におかれましては、議長としての議事進行お世話になりました。 閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 これをもちまして令和5年第10回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 太田 桂子 印 議事録署名人 宮本 久美子 印